

土地・家屋に変更があったときの届出



固定資産税は、土地・家屋の使用状態によって、税負担が軽減されるものがあります。特に住宅用地として土地を利用している場合には、課税標準の特例措置があり、税負担が軽減されています。

使用している状況に変更があったときには、申告書などの提出をしてください。

届出が必要なときとその申告書などの名称
土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

こんなとき	申請をする必要がある人	申告書などの名称
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者 " 土地の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書 住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者 土地の所有者	家屋取壊届出書 住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者 土地の所有者	家屋取壊届出書
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途・利用状況を変更したとき (例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者 " 土地の所有者	家屋取壊届出書 (固定資産税減免申請書) 被災住宅用地の特例適用申告書

災害と
税

地震、火災、風災害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは確定申告の際に、「所得税法」に定める雑損控除 「災害減免法」に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

手続きの方法など、詳しくは最寄りの税務相談室または税務署へおたずねください。

関市 小瀬 鵜飼

小瀬鵜飼は、一千有余年の伝統にはぐくまれた古式の漁法そのままに、その形態を今も色濃く保ち続けています。

小瀬鵜飼の見どころは、何といても素朴な情緒の中での鵜船と屋形船との狩り下り。夜のとばりが山々をすっぽりと包むころ、鵜船の篝火が静かに清流を照らし、やがて舟べりを叩くカイの音、そして鵜を励ます鵜匠の声が静寂を破ります。鵜飼の開催期間は、5月11日から10月15日までです。



【アクセス】
長良川鉄道関駅・名鉄美濃町線新関駅からタクシーで10分
東海北陸自動車道「関」ICから15分
【問合せ先】
関市商工観光課 ☎0575・22・3131内線1203)

美並村 長良川のヤナ場

アユのフルコースをどうぞ

美並村を流れる長良川沿いに竹で造った大きな「すのこ」を張り、清流から獲れる落ちアユを食べさせてくれるヤナ場。美並村境内には4カ所あり、8月中旬から10月中旬まで塩焼きや雑炊などさまざまなアユ料理が楽しめます。



【アクセス】
東海北陸自動車道美並ICから2km～7km
(車で5分～12分)
【問合せ先】
美並村企画振興課 ☎0575・79・3111内線27)



長良川流域市町村の
「文化・スポーツ・観光」
交流「コーナー」
3